

学校法人岩手医科大学
2025 年度ガバナンス・コードの実施状況に関する報告書
(点検基準日：2025 年 10 月 1 日)

基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）

原則 1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1-1-1 ① 建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示

記載事項	実施状況
<p>(1)建学の精神・理念 岩手医科大学の使命は、学則第 1 章第 1 条に「本学の目的は、医学教育、歯学教育、薬学教育及び看護学教育を通じて誠の人間を育成するにある。すなわち、まず人としての教養を高め、十分な知識と技術とを修得させ、更に進んでは専門の学理を究め、実地の修練を積み、出でては力を厚生済民に尽くし、入っては真摯な学者として、斯道の進歩発展に貢献させること、これが本学の使命とする所である。」と掲げています。岩手医科大学はこれからも「誠の人間の育成」という理念の下、教育と研究を行うとともに、「厚生済民」の精神に則った医療の推進に努めます。</p>	<p>本学学則第 1 章第 1 条に従い、同条第 2 項に「各学部における教育研究上の目的は別に定める」とし、岩手医科大学における各学部等の人材養成および教育研究上の目的に関する規程を定め、本目的に基づいた教育・研究・診療を行っています。</p> <p>・学則、岩手医科大学における各学部等の人材養成および教育研究上の目的に関する規程： https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>
<p>(2)建学の精神・理念に基づく人材像 岩手医科大学は、建学の精神・理念に基づき、教育・研究・診療において主導的役割を担う豊かな人間性を備えた人材を養成します。</p>	
<p>(3)建学の精神・理念に基づく教育目的等 ①大学の教育目的等 ア 教育活動では、諸方針の冒頭に「誠の人間の育成」を掲げて、人格の陶冶を重視します。 イ 研究活動では、生命倫理規範に則り、人類全体に福音をもたらす真理を探究します。 ウ 診療活動では、人類愛の名の下に、人々が健やかな人生を送ることができるように努めます。 ②医学部の教育目的等 教育・研究・診療において、主導的役割を担う豊かな人間性を備えた人材を養成します。人としての教養を高め、医師としての</p>	<p>①本学の運営方針と中長期計画において、誠の人間の育成に向けた誓いとして、教育目的等を明示しています。</p> <p>②～⑤岩手医科大学における各学部等の人材養成および教育研究上の目的に関する規程に定め、これに基づいた教育等を行っています。</p> <p>⑥本学医療専門学校学則に定め、これに基づいた教育を行っています。</p> <p>・運営方針と中長期計画：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p> <p>・岩手医科大学における各学部等の人材養成および教育研究上の目的に関する規程： https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>

<p>十分な知識と技能を修得させ、発展を続ける医学に対応する生涯学習のための自己啓発能力を涵養します。</p> <p>③歯学部 of 教育目的等 豊かな教養と人間性を涵養し、全人的医療を実践し、歯科医学、歯科医療並びに口腔保健の進歩発展に寄与することのできる人材を養成します。</p> <p>④薬学部 of 教育目的等 基礎薬学から医療・臨床薬学の教育研究を通し、豊かな人間性と広い視野から問題を発見し、解決する能力を備え、薬学の進歩と地域医療の発展に貢献する人材を養成します。</p> <p>⑤看護学部 of 教育目的等 人々の尊厳と権利を尊重し、最新の高度医療に対応する実践能力を持ち、自律的に責務を遂行できる看護専門職として、看護学の発展に寄与し、地域社会に貢献する人材を養成します。</p> <p>⑥医療専門学校歯科衛生学科 of 教育目的 医療・福祉の分野における社会の要請に応えるため、歯科衛生士に必要な専門の知識及び技術を修得させ、もって地域社会に貢献できる歯科衛生士を養成します。</p>	<p>・岩手医科大学医療専門学校学則： https://www.iwate-iryō-dh.com/blank-7</p>
--	---

実施項目 1-1② 「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化

記載事項	実施状況
<p>(1)学生の学びの基礎単位である学部等において、3つのポリシーを示し、入学から卒業に至る学びの道筋を明確にします。</p> <p>①学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）</p> <p>②教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）</p> <p>③入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）</p>	<p>各学部・研究科等のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーは教育要項に、アドミッション・ポリシーは学生募集要項に明示しているほか、本学ホームページで公表し、明確にしています。</p> <p>・3つのポリシー：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>
<p>(2)自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき、学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等の更なる整備・充実に取り組みます。</p>	<p>本学全学自己評価委員会規程に基づき、自己点検・評価を実施し、その結果を本学ホームページで公表しています。また、実施結果をもとにPDCAサイクルを機能させ、学修環境等の向上に取り組んでいます。</p> <p>・自己点検・評価：https://www.iwate-med.ac.jp/education/certification/</p>

実施項目 1-1③ 教学組織の権限と役割の明確化

記載事項	実施状況
<p>(1)学長の責務（役割・職務範囲）</p> <p>①学長は、学則第1章第1条に掲げる建学の精神・理念に基づく豊かな人間性を備えた有為な医療人の養成という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学全般の管理運営を統括し、所属教職員を統督します。</p> <p>②学長は、理事会から委任された権限を行使します。</p> <p>③所属教職員が、学長方針、中期計画、本法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。</p>	<p>①②本学組織規程第2条第3項に基づき、学長は理事会が定めた方針に従い、大学全般の管理運営にあたっており、教学に関する全学的な重要事項は、教学運営会議の議を経て、学長が決定しています。</p> <p>③本法人の中期計画、事業計画及び経営状況等を含む事業報告の内容は、主要会議での周知のほか、本学ホームページ等を通じて共有に努めています。</p> <p>・中期計画、事業計画、事業報告： https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>
<p>(2)学長補佐体制（副学長・学部長の役割）</p> <p>①学長は、必要に応じ副学長を置くことができ、その役割は組織規程において定めます。</p> <p>②学部長の役割については、組織規程において定めます。</p>	<p>①本学組織規程第2条第7項に定めており、学長を補佐し、その命を受けて校務をつかさどるとともに、学長事故あるときはその職務を代理します。</p> <p>②本学組織規程第5条第3項に定めており、学長の指揮の下に所属学部全般の管理運営にあっています。</p>
<p>(3)教授会の役割（学長と教授会の関係）</p> <p>大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置します。審議事項については教授会規程に定めます。</p> <p>ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>	<p>教授会の設置、教授会は学長が決定を行うにあたり意見を述べるものである旨、本学学則第35条に定めています。また、審議事項は、本学教授会規程第4条に定めています。</p> <p>・学則：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>

実施項目 1-1④ 教職協働体制の確保

記載事項	実施状況
<p>実効性ある中期計画の策定・実行・評価・改善（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育・研究・診療活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。</p>	<p>教学運営会議、入学試験センター会議等の教学運営の重要な会議には、事務局の職員も委員として参画し、教員との連携関係を構築しています。</p>

実施項目 1-1⑤ 教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進

記載事項	実施状況
<p>全構成員による、建学の精神・理念に基づく</p>	<p>質保証の取組みの推進のため、各学部・研究</p>

<p>教育・研究・診療活動等を通じて、本学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。</p> <p>(1)ファカルティ・ディベロップメント (FD)</p> <p>① 3つのポリシーの実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究・診療活動に係る PDCA を毎年度明示します。</p> <p>②教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長の下に FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。</p>	<p>科では、毎年度計画的に FD を実施しています。また、全学教育推進機構では、全学的な教育改善に資することを目的として、新任教員を対象とした FD やシラバスの作成、ティーチングポートフォリオの活用等に関する FD を毎年度実施しています。</p>
<p>(2)スタッフ・ディベロップメント (SD)</p> <p>①すべての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。</p> <p>②SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。</p> <p>③教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。</p>	<p>各学部・研究科等、様々な部局単位で各所掌に関わる SD を実施しています。また、事務局職員人材育成基本方針において、教員と事務局職員の連携体制の確保、協働による職務遂行の重要性を明示の上、職員の能力や意欲、事務局全体の組織力向上を企図し、事務局研修プログラムモデルに基づく階層別研修を実施しています。</p>

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2① 中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定

記載事項	実施状況
<p>中期計画（原則として5年以上）の策定と実現に必要な取組み</p> <p>(1)岩手医科大学が安定した経営を行うために、認証評価結果の意見を十分に考慮し、強みを強調するだけでなく弱みも直視し、中期的な学内外の環境変化の予測に基づく、適切な中期計画の検討・策定を行います。</p>	<p>本法人第1期（2020～2024年度）中期計画で達成した成果を踏まえつつ、その中で明らかになった課題や外部環境の変化等を勘案するとともに、認証評価の結果を十分に考慮の上、第2期（2025～2029年度）中期計画を策定しています。</p> <p>・中期計画：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>
<p>(2)財政的な裏付けのある中期計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、それを支えるスタッフの経営能力を高めます。</p>	<p>役員へ研修機会を提供するほか、それを支える事務局職員は、事務局人材育成基本方針に基づき、研修やOJT等を通して能力の向上に努めています。</p>
<p>(3)変化する社会に対応し、継続的な発展を目指した改革を進めるために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保等、事務職員の役割を一層重視します。</p>	<p>事務局人材育成基本方針に基づき、目指す人材像、行動指針、事務職員の役割の重要性を明示し、キャリア形成、能力開発に取り組んでいます。</p>
<p>(4)経営陣と教職員が中期計画を共有し、教職員からの提案を積極的に受ける等、法人全体の取組みを徹底します。</p>	<p>本法人中期計画は、基本方針に基づき、各部門のボトムアップにより策定しています。また、その内容は、主要会議、大学報、ホームページを通じて共有し、法人全体で取組みを推進しています。</p>

<p>(5)ホームページでの意見公募、施設内に設置の意見箱等を通じてステークホルダーから寄せられた意見を踏まえ、建学の精神・理念に基づき、教育機関として優れた人材を社会に送り出すための教育体制の更なる充実、研究機関としての能力開発、医療機関として医療提供体制の整備・改善、併せて教職員の労働環境改善に努めます。</p>	<p>本法人中期計画の構成は、巻頭に建学の精神と理念、次に策定の基本方針を明示しています。これに基づき、主要な計画を経営・財務改善関係、教育・研究関係、補助事業及び委託事業関係、診療関係、管理運営関係、施設設備関係の区分で策定し、安定的且つ継続的な財政基盤の構築に努めています。また、その項目は、本学ホームページに公開する等、ステークホルダーに対する透明性を図っています。</p> <p>・中期計画：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>
---	---

実施項目 1 - 2 ② 計画実現のための進捗管理

記載事項	実施状況
<p>中期計画は、毎年度、部門ごとにその取組み・進捗状況を検証の上、必要に応じ計画の見直しを行い、事業の適切な推進に努めており、その結果は学内外に公表する等、透明性のある法人運営に努めます。</p>	<p>本法人中期計画の実施状況を検証し、その状況を運営会議に報告の上、本学ホームページに公開しています。</p> <p>・中期計画の検証：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>

基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）

原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ① 社会の要請に応える人材の育成

記載事項	実施状況
<p>地域の多様な社会人を受入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。</p>	<p>医学研究科、歯学研究科及び薬学研究科の入学試験において、社会人特別選抜を実施し、働きながら教育を受け、研究に従事する意志のある者を受け入れています。また、教養教育センターが主体となり、市民公開講座や矢巾町セカンドアカデミーを開催しています。</p>

実施項目 2 - 1 ② 社会貢献・地域連携の推進

記載事項	実施状況
<p>(1)資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究・診療活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。</p>	<p>研究成果から生まれた大学の「知」を、産業界を始め地域や住民等へ還元・貢献するため、本学に研究開発・共創センターを設置しています。</p> <p>・研究開発・共創センター：https://www.iwate-med.ac.jp/research/sangakukan/</p>
<p>(2)産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能しま</p>	<p>本学に研究開発・共創センターを置き、産学官連携ポリシーに基づき、知的財産管理、リエゾン活動を行っています。</p>

す。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発・共創センター：https://www.iwate-med.ac.jp/research/sangakukan/
(3)大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。	<p>災害復興事業本部の下に災害時地域医療支援教育センターを設置し、災害対応の問題点と情報の収集及び検証、並びに災害時対応医療人を育成しており、医療従事者のみならず、行政・消防・警察・自衛隊・一般市民へ門戸を開くことで、地域社会との連携も強化しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時地域医療支援教育センター： https://www.iwate-med.ac.jp/saigai/
(4)環境問題を始めとする社会全体の持続可能性を巡る課題の対応に努めます。	<p>SDGs 目標「すべての人に健康と福祉を」の実現に向け、本学附属病院は県内唯一の特定機能病院として高度医療の提供に努めるとともに、地域医療機関との連携強化や医療人材の育成に取り組み、地域医療への貢献を推進しています。更に、高効率エネルギー設備の導入により環境負荷の低減を図り、持続可能な病院運営を実践しています。</p>

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2① 多様性を受容する体制の充実

記載事項	実施状況
<p>岩手医科大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や障害を理由とする差別の解消の推進をはじめ、多様性への対応を実施します。また、多様性の受容の理念を踏まえ、ハラスメント等、多様性を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。</p>	<p>男女共同参画の精神に基づき、多目的保育室や育児支援制度の整備、イベントの開催、女性医療従事者のロールモデル紹介等の事業を行っています。また、障がいのある学生が他の学生と平等に学べるよう学生支援室を中心に、学修内容の本質を損なわない形で適切な支援と環境整備を行っています。更に、ハラスメントに対しては相談体制を整備するとともに、研修やガイドラインを通じて、その防止と厳正な対応に努めている等、多様性を尊重する意識を醸成し、誰もが安心して過ごせる環境づくりを推進しています。</p>

実施項目 2-2② 役員等への女性登用の配慮

記載事項	実施状況
<p>男女共同参画社会の実現及び女性活躍促進の観点から、役員や評議員等への女性登用に配慮します。</p>	<p>2025年4月施行の改正私立学校法を契機に、女性評議員の増加を図る等、積極的に進めています。</p>

基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1 ① 理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保

記載事項	実施状況
<p>(1)理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化</p> <p>①理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。</p> <p>②理事長を補佐する理事として、代表業務執行理事又は業務執行理事を置き、各々の役割のほか、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位に従い、代表業務執行理事又は業務執行理事がその職務を行います。</p> <p>③理事長及び理事の解任の基準は、寄附行為に明確に定めます。</p> <p>④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。</p> <p>⑤理事は、善良な管理者としての注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>⑥理事は、本法人に著しい損害を与えるおそれのある事実及び法令、寄附行為等に反する行為等を発見したときは、直ちに監事に報告し、監事は必要に応じてその調査を行い、理事長に助言等を行います。</p> <p>⑦本法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。</p>	<p>①本法人寄附行為第 15 条第 6 項に定め、本規定に従っています。</p> <p>②本法人寄附行為第 15 条第 9 項に定め、本規定に従っています。</p> <p>③本法人寄附行為第 11 条に定めています。</p> <p>④⑤⑦私立学校法の規定に従っています。</p> <p>⑥本法人監事監査規程第 11 条に定め、本規定に従っています。</p> <p>・寄附行為：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>
<p>(2)学内理事の役割</p> <p>①教職員である理事（学内理事）は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究・診療及び経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。</p> <p>②学内理事は、教職員としての業務量等に配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。</p>	<p>学内理事は、業務執行理事として、教職員としての業務を行いつつ、その知識・経験・能力を活かし、総務、財務、研究、労務、各学部及び病院の業務を各々担当し、本法人中期計画に基づき適切な業務執行を推進しています。</p> <p>・中期計画：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>
<p>(3)外部理事の役割</p> <p>①透明性のある法人運営のために、複数名の外部理事を選任します。</p> <p>②外部理事は、その豊富な実務経験をもとに、本法人の経営力・マネジメントの強化のた</p>	<p>外部理事は、豊富な実務経験のある 3 名を選任しており、本法人の経営基盤強化に向けた理事会の議論の活発化に寄与しています。</p>

め、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	
(4)理事の選任 理事選任の過程は、寄附行為に明確に定め、透明性を確保します。	本法人寄附行為第7条、第8条及び第9条に定め、本規定に従っています。 ・寄附行為： https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/

実施項目3-1② 理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立

記載事項	実施状況
<p>(1)理事会の役割</p> <p>①意思決定の議決機関としての役割 理事会は、本法人の経営強化を念頭に置いて業務を決し、理事の職務執行を監督します。</p> <p>②理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保存します。 ウ 本法人の運営にあたり、理事長、代表業務執行理事又は業務執行理事から自己の職務の執行状況を適切に報告します。</p> <p>③理事及び学校運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置学校の運営責任者に対する監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に学校の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p> <p>④学長への権限委譲 ア 学長が任務を果たすために必要な教学事項の権限を委ねます。 イ 学長は、必要に応じ副学長を置き、各々担当事務を分担させ、管理する体制とします。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。</p> <p>⑤実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定</p>	<p>①本法人寄附行為第14条において、理事会は本法人の業務を決し、理事の職務執行を監督することを定め、組織の経営強化に努めています。</p> <p>②本法人寄附行為第20条、第22条及び第17条に定め、本規定に従っています。</p> <p>③本法人寄附行為第14条に、理事会は理事の職務の執行を監督する旨を定め、業務改善に努めています。また、内部統制やリスク管理体制については、会計監査人・監事・内部監査室による三様監査を実施し、理事会が報告を受ける体制としています。</p> <p>④本学組織規程第2条第3項及び第4項に定め、本規定に従っています。なお、本学組織規程をはじめ各種規程を整備の上、本学ホームページに規程集として掲載し、可視化しています。</p> <p>⑤理事会は、毎月最終月曜日（8月を除く）に開催することとしており、審議事項は事前に運営会議（理事会・評議員会に付議する事項、理事会の決定を要しない軽微な事項等を審議する会議）で決定の上、全理事と共有し、審議に必要な時間も併せて確保しています。</p> <p>⑥⑦私立学校法の規定に従っています。</p> <p>⑧本法人寄附行為第59条及び第60条に定め、本規定に従っています。</p> <p>⑨本法人寄附行為第20条に定め、本規定に従っています。 ・寄附行為：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>

<p>して全理事で共有します。</p> <p>イ 審議に必要な時間を十分に確保します。</p> <p>⑥役員（理事・監事）、評議員又は会計監査人は、その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。</p> <p>⑦役員（理事・監事）、評議員又は会計監査人が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。</p> <p>⑧役員（理事・監事）又は会計監査人の本法人に対する責任が過重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。</p> <p>⑨理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、当該事項に関する議決に加わることができません。</p>	
<p>(2)評議員会との協働体制</p> <p>建設的な協働と相互けん制を確立することで、実効性のあるガバナンス構造を構築します。また、理事会と評議員会の建設的な協働の一層の実現のためにも、評議員会において理事長等が発言し、評議員会との意見交換や理解を得る取組みを行います。</p>	<p>建設的な協働と相互けん制の確立に向けて、評議員会に理事長及び業務執行理事が出席し、事業の進捗状況や課題、今後の方針等について説明を行うとともに、評議員との活発な意見交換により相互理解と信頼関係の醸成が図られています。</p>

実施項目 3-1 ③ 理事への情報提供・研修機会の充実

記載事項	実施状況
<p>(1)外部理事が適切にその業務を遂行するために、理事会の審議事項に関する情報について、理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p>	<p>業務の適切な遂行のため、外部理事には、理事会の審議事項等に関する事前の説明、必要に応じ事後のサポートを行っています。</p>
<p>(2)新任・外部を含む全ての理事に対し、学校法人運営の判断に必要な研修機会を十分に提供し、その内容の充実に努めます。</p>	<p>学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるよう情報提供や研修機会の確保及び充実に努めています。</p>

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ① 監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保

記載事項	実施状況
<p>(1)監事の責務（役割・職務範囲）</p> <p>①監事は、その責務を果たすため、監事監査規程に基づき、理事会及び評議員会に出席し、意見を述べるほか、他の重要な会議に出席し、許可を得て意見を述べるができることとします。</p>	<p>①本法人監事監査規程第 6 条第 2 項に定め、本規定に従っています。</p> <p>②③本法人寄附行為第 29 条及び第 7 条第 5 項に定め、本規定に従っています。</p> <p>④本法人寄附行為第 32 条に定め、本規定に従っています。</p>

<p>②監事は、本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査します。</p> <p>③監事は、本法人の業務等に関し、不正の行為、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、不正の行為がなされ、法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会、評議員会及び文部科学大臣に報告します。更に、理事長に対し理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求できるものとし、理事会等が招集されない場合は、請求を行った監事が理事会等を招集できるものとしします。</p> <p>④監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為の差止めを請求できることとします。</p> <p>⑤監事は、善良な管理者としての注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p>	<p>⑤私立学校法の規定に従っています。</p> <p>・寄附行為：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>
<p>(2)監事の選任</p> <p>監事の独立性を確保する観点から、監事は本法人の理事、評議員、職員及び子法人役員（監事・監査役等を除く）以外の者であって、学校運営その他の法人の業務又は財務管理について識見を有するものを評議員会の決議により選任します。</p>	<p>本法人寄附行為第 23 条及び第 24 条に定め、本規定に従っています。</p> <p>・寄附行為：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>
<p>(3)会計監査人の責務（役割・職務範囲）</p> <p>①会計監査人は、本法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出します。</p> <p>②会計監査人は、会計帳簿をはじめ謄本又は抄本等を請求し、理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めるものとしします。</p> <p>③会計監査人は、必要があるときは本法人等の業務及び財産の状況を調査できるものとしします。</p>	<p>本法人寄附行為第 55 条に定め、本規定に従っています。</p> <p>・寄附行為：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>
<p>(4)会計監査人の選任</p> <p>会計監査人の独立性を確保する観点から、会計監査人は本法人の役員、評議員及び本法人と著しい利害関係を有しない等の者であって、監査法人を評議員会の決議により選任します。</p>	<p>本法人寄附行為第 50 条に定めているほか、私立学校法の規定に従っています。</p> <p>・寄附行為：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>

実施項目 3-2② 監事、会計監査人及び内部監査室等の連携

記載事項	実施状況
<p>(1)監事監査基準</p> <p>①本法人の業務の適切性及び財産の状況の適正性並びに理事の職務執行の適法等を確保することにより、本法人の健全な発展及び社会的信頼の保持に資することを目的として、監事監査規程を定めます。</p> <p>②監事は、毎会計年度の初めに監査計画を作成し、又は変更したときは、理事長に通知します。</p> <p>③監事は、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出します。</p>	<p>①本法人監事監査規程を設けています。</p> <p>②本法人監事監査規程第 8 条に定め、本規定に従っています。</p> <p>③本法人監事監査規程第 9 条に定め、本法人寄附行為第 29 条第 1 項第 2 号の規定に従っています。</p>
<p>(2)監事業務を支援するための体制整備</p> <p>①監事は、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行うほか、会計監査人の行う監査に立ち会う等、密接な連携を図り、効率的な監査の実施に努めます。</p> <p>②監事は、職務を遂行するため、監事全員による監事会を設置し、監査計画、監査報告その他職務の遂行上必要な事項を審議するほか、会計監査人から会計監査報告の提出があったときは、監事会において、監査の方法及び結果について報告を受けます。</p> <p>③監事の求めに応じ、監事の職務を補助する補助職員を配置し、監事監査規程の定めるところにより業務を遂行します。</p> <p>④その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。</p>	<p>①本法人監事監査規程第 7 条に定め、本規定に従っています。</p> <p>②本法人監事監査規程第 10 条に定め、本規定に従っています。</p> <p>③本法人監事監査規程第 12 条に定め、本規定に従い、補助職員を配置しています。</p> <p>④監事室を設置するとともに、内部監査室においても支援業務を行うこととしています。</p>
<p>(3)常勤監事の設置</p> <p>監事の監査機能の充実、向上のため、監事のうち 1 名を常勤監事とし、監事の過半数の同意を得て、理事長が選定します。</p>	<p>本法人寄附行為第 30 条に定め、本規定に従っています。</p>

実施項目 3-2③ 監事への情報提供・研修機会の充実

記載事項	実施状況
<p>(1)監事に対し、理事会等の審議事項に関する情報について、理事会等開催の事前・事後のサポートを十分に行うための体制を整えます。</p>	<p>監事は運営会議に毎回出席することとしており、事前に理事会の審議事項に関する情報について把握がなされています。また、必要に応じ事後のサポートも行っています。</p>
<p>(2)監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p>	<p>研修会への積極的参加を促すとともに、参考資料等を提供しています。</p>

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3① 評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保

記載事項	実施状況
<p>(1)評議員の選任</p> <p>①本法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから、理事会において選任される者 3 名以上 5 名以内</p> <p>②本法人の職員のうちから理事会において選任される者 3 名以上 5 名以内</p> <p>③学識経験者又は本法人に特に功労のあった者のうちから、評議員会において選任される者 7 名以上 10 名以内</p> <p>(2)年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮し、本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、適切に意見を述べ、若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選任します。</p>	<p>本法人寄附行為第 33 条及び第 34 条に定め、本規定に従っています。</p> <p>・寄附行為：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>
<p>(3)評議員の選任過程は、寄附行為に明確に定め、透明性を確保します。</p>	

実施項目 3-3② 評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立

記載事項	実施状況
<p>(1)評議員会の開催</p> <p>評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催することとし、招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、会議の 1 週間前までに評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知します。</p> <p>①会議の日時及び場所</p> <p>②会議の目的である事項があるときは、当該事項</p> <p>③会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨</p> <p>④私立学校法施行規則で定める事項</p>	<p>本法人寄附行為第 41 条及び第 42 条に定め、本規定に従っています。</p> <p>・寄附行為：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>
<p>(2)評議員会の役割</p> <p>評議員会の議決を経る必要のある事項について、特別の利害関係を有する評議員は、当該事項に関する議決に加わることができません。</p>	<p>本法人寄附行為第 47 条に定め、本規定に従っています。</p> <p>①②本法人寄附行為第 38 条に定め、本規定に従っています。</p> <p>③本法人寄附行為第 7 条に定め、本規定に従</p>

<p>①法人の業務、財産の状況、役員の職務の執行状況等の意見、諮問への答申</p> <p>②解散、合併、重要な寄附行為変更の決議</p> <p>③理事選任機関に対する理事選任に関する意見</p> <p>④監事、会計監査人の選解任</p> <p>⑤監事に対する理事の不正行為の差止めの求め</p> <p>⑥理事選任機関に対する理事の解任の求め</p>	<p>っています。</p> <p>④本法人寄附行為第23条及び第50条に定め、本規定に従っています。</p> <p>⑤本法人寄附行為第39条に定め、本規定に従っています。</p> <p>⑥本法人寄附行為第11条に定め、本規定に従っています。</p> <p>・寄附行為：https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/</p>
<p>(3)理事会との協働体制</p> <p>建設的な協働と相互けん制を確立することで、実効性のあるガバナンス構造を構築します。また、理事会と評議員会の建設的な協働の一層の実現のためにも、評議員会において理事長等に説明を求め、理事長等との意見交換や理解を得る取組みを行います。</p>	<p>建設的な協働と相互けん制の確立に向けて、評議員会に理事長及び業務執行理事が出席し、事業の進捗状況や課題、今後の方針等について説明を受けるとともに、理事長等との活発な意見交換により相互理解と信頼関係の醸成が図られています。</p>

実施項目3-3③ 評議員への情報提供・研修機会の充実

記載事項	実施状況
<p>(1)評議員に対し、審議事項等に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p>	<p>評議員会に付議する審議事項は、事前に議題、資料を提示しています。また、必要に応じ事後のサポートも行っています。</p>
<p>(2)新任・外部を含むすべての評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p>	<p>学校法人の適正な運営に必要とされる識見を習得できるよう情報提供や研修機会の確保及び充実に努めています。</p>

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4① 危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用

記載事項	実施状況
<p>(1)危機管理体制及び危機管理マニュアルを整備します。</p> <p>①大規模災害</p> <p>②不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）</p>	<p>様々な事象に伴う危機に、迅速かつ的確に対応するため、各種危機管理基本マニュアルを整備しています。また、ハラスメント等に係る人権侵害の防止等に関する規程、公的研究費不正使用に係る研究活動の不正行為防止に関する規程を整備する等、危機管理のための体制を整備しています。</p>
<p>(2)災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。</p> <p>①学生等の安全安心対策</p> <p>②減災・防災対策</p> <p>③ハラスメント防止対策</p> <p>④情報セキュリティ対策</p> <p>⑤その他のリスク防止対策</p>	<p>①避難訓練の実施、②防災訓練や防災設備の定期点検の実施、③人権侵害の防止等に関する規程の整備と相談窓口の設置、④情報セキュリティ講習の開催や情報セキュリティポリシーを整備する等、様々な災害防止、不祥事防止対策に取り組んでいます。</p>
<p>(3)事業継続計画の策定に取り組みます。</p>	<p>附属病院事業継続計画及びサイバー攻撃用事業継続計画を策定し、当該計画に基づき運用</p>

	しています。
--	--------

実施項目 3-4 ② 法令等遵守のための体制整備

記載事項	実施状況
(1)すべての教育・研究・診療活動の業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。	本法人監事監査規程及び内部監査規程において、関係諸法令、学内諸規程等の実施状況の監査について定め、法令遵守の取組みを組織的に行っており、改善を要する事案については、適時適切に対策を講じることとしています。
(2)法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、不正の未然防止を図るとともに、速やかな調査と是正を行う体制を構築します。また、不利益な取扱いを行わないよう通報者の保護を図ります。	本学公益通報者の保護等に関する規程を整備の上、公益通報窓口を設置し、書面、電話、電子メール又は面談の方法による通報に対応しています。

基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ① 情報公開推進のための方針の策定

記載事項	実施状況
(1)法令上の情報公開 公開すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信します。	法令やガイドライン等に基づき、本法人情報の公開及び開示に関する規程を整備し、本規定に従い、教育・研究に資する情報、学校法人に関する情報を積極的に公開しています。 ・情報の公開及び開示に関する規程： https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/
(2)法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて公開します。 ①教育・研究に資する情報公表 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産学官連携 ②法人に関する情報公開 ア 事業計画・中期計画 イ 法人が相当割合を出資する会社情報	

実施項目 4-1 ② ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫

記載事項	実施状況
(1)私立学校法に基づき、各事務所に備え置く	本法人情報の公開及び開示に関する規程は、

書類は、請求があれば閲覧に供します。	本学ホームページ上にも掲載し、各事務所に
(2)情報公開にあたっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。	備え置く書類は請求に応じ、閲覧に供することとしています。また、情報の公開は Web の
(3)公開方法は、Web 公開のほか、大学ポータル、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	ほか、一部の情報は大学案内、大学報等も活用し、公開にあたっては説明方法を工夫し、財務情報においてはグラフや図表を活用するとともに、学校法人会計の特徴や各項目の説明も行っています。
(4)公開にあたっては、分かりやすい解説を心がけるとともに、複雑な内容や数値等はグラフや図表を活用する等、説明方法も工夫します。	・情報の公開及び開示に関する規程、教育研究等の各種情報： https://www.iwate-med.ac.jp/education/information/